

特別支援学校・地域等連携推進事業

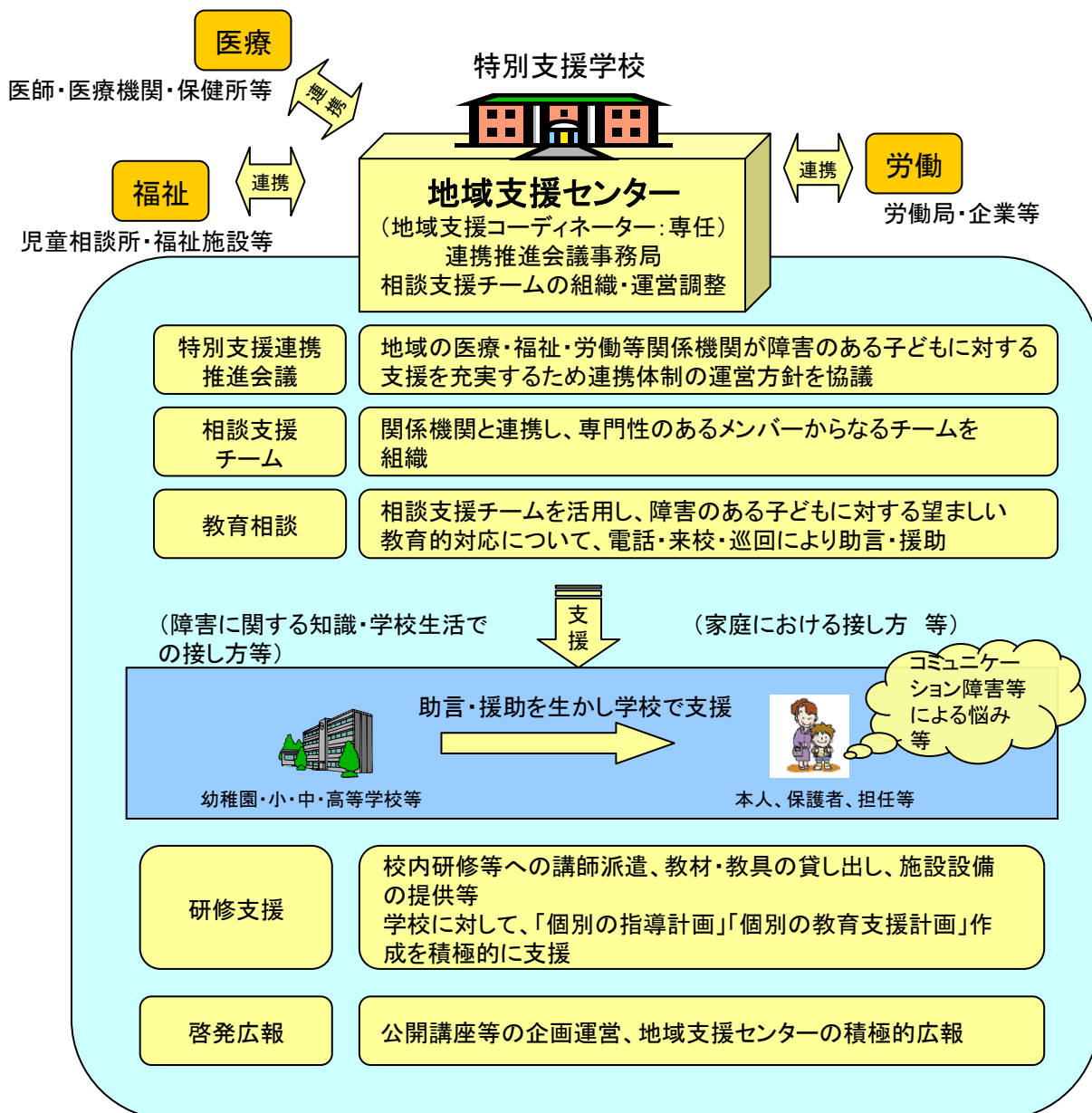
根拠

○改正学校教育法71条の3(平成19年4月1日施行)

特別支援学校においては、幼稚園、小・中・高等学校等の要請に応じて、障害のある児童、生徒又は幼児の教育に関し、必要な助言又は援助を行う努力義務がある。

○特別支援教育の推進について 文部科学省初等中等教育局長通知

これまで蓄積してきた専門的な知識や技能を生かし、地域における特別支援教育のセンターとしての機能の充実を図ること。



◆障害のある幼児児童生徒が地域において豊かに学び、生活するために、特別支援学校が地域の医療・保健・福祉・労働といった関係機関等と連携して地域の幼稚園、小・中・高等学校及び本人・保護者へのサポートを行う。